

令和7年度

定例監査結果報告書

財政援助団体等監査結果報告書

令和8年2月

中央区監査委員



# 目 次

## 定例監査結果報告書

第1	各部課及び学校等監査	7
第2	重点事項に関する監査	8
第3	工事監査	9
第4	監査のまとめ	12
別表1	令和7年度各部課及び学校等監査実施日程	14
別表2	令和7年度区施設の視察実施日程	16

## 財政援助団体等監査結果報告書

第1	監査実施期間	21
第2	監査の対象及び範囲	21
第3	監査の方法及び観点	22
第4	対象団体等の概要と監査の結果	23
第5	監査のまとめ	32
別表	令和7年度財政援助団体等監査実施日程	33



令和7年度

定例監査結果報告書



写

7中監第232号

令和8年2月24日

中央区長  
中央区議会議長  
中央区教育委員会教育長  
中央区選挙管理委員会委員長  
中央区監査委員

} 様

中央区監査委員 守本利雄

同 窪木登志子

同 墨谷浩一

#### 令和7年度定例監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した令和7年度定例監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨通知してください。



## 第1 各部課及び学校等監査

### 1 監査実施期間

令和7年5月7日から令和8年2月18日まで

監査委員による監査及び監査事務局による個別の監査実施日程は、別表1 (P14)のとおりです。

また、区施設の視察を行いました。実施日程は、別表2 (P16)のとおりです。

### 2 監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局、区立小学校・中学校・幼稚園・教育センター

### 3 監査の範囲、方法及び観点

#### (1) 範囲

令和6年度における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施しました。

併せて文書取扱、公印管理等についても監査範囲としました。

#### (2) 方法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた歳入・歳出執行概要等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類、財務諸表等を点検・照合するとともに、必要に応じて実地調査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

#### (3) 主たる観点

地方自治法第2条第14項(最少の経費で最大の効果)及び第15項(組織及び運営の合理化)の規定にのっとり、各事務事業が執行されているかを基本として以下の点を踏まえるとともに、事業目的に対する効果の状況や事業執行の効率性など、行政監査の視点も加味して監査を行いました。

##### ア 予算の執行について

- (ア) 収入は適正に確保されているか。
- (イ) 支出は効果的に行われているか。
- (ウ) 会計処理は法規適正であるか。

##### イ 契約検収事務について

- (ア) 違法又は不当な契約を締結していないか。
- (イ) 契約の方法は適正になされているか。
- (ウ) 契約は確実に履行されているか。
- (エ) 検収は的確になされているか。

#### ウ 財産の管理について

- (ア) 公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。
- (イ) 物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。
- (ウ) 債権の管理は適正に行われているか。
- (エ) 基金の管理は適正に行われているか。

#### 4 監査の結果

事務事業の執行に当たっては、おおむね適正に行われており、所期の成果を挙げているものと認められましたが、次のとおり一部に是正・改善を要する事例がありましたので対応を図ってください。また、その他の部署でも、事務処理に関する軽微な誤りや注意を要する事例が見受けられました。職場内で十分点検を行い、適正に事務処理を行ってください。

##### (1) 金券の取扱いに関すること

郵便料金の改定に伴い保有している一部の郵券について、所属長の決裁を受けずに料金改定後の券種に交換していました。保有財産の内容を変更する手続きであるため、適切な事務処理を行ってください。

(区民部 区民生活課)

## 第2 重点事項に関する監査

本年度は令和7年4月1日からの旅費制度等の見直しを踏まえ、「旅行命令簿の適正な作成について」を重点事項として監査を行いました。

### 1 調査方法

定例監査を実施する58部署(学校・幼稚園を除く)における令和7年4月から9月分までの旅行命令簿を対象とし、旅行命令簿と勤怠管理システム等の内容が一致するか調査を行いました。

### 2 監査の結果

調査した大半の部署において旅行命令簿と勤怠情報はおおむね適正に処理されていました。しかしながら、一部の部署で旅行命令簿の未作成や勤怠管理システムへの未入力のほか、職員の理解不足や入力ミスなどの軽微な誤りがありましたので、該当部署においては旅費の手引きを再確認のうえ、速やかに適正な処理を完了させてください。

なお、監査結果については所管課の職員課に報告するとともに、同様なミスが起きないように各種マニュアルの見直しや職員への研修内容に反映するよう働きかけました。併せて、今回の軽微な誤りは、旅行命令簿の作成や旅費の支給などを管理する給与事務システムと勤怠管理システムがデータ連携されることで

大半は防ぐことができ、事務の効率化にもつながるため、次のシステム更新時等の機会を捉えて統合化を図るなどの対応を要望します。

### 第3 工事監査

#### 1 監査実施期日

##### (1) 事務局による監査

令和7年11月1日～令和8年1月9日

##### (2) 監査委員による監査及び工事現場の現地調査

ア 土木工事 令和8年2月5日

イ 営繕工事 令和8年2月2日

#### 2 監査の対象とした工事及び概要

##### (1) 土木工事

###### ① 橋梁長寿命化修繕工事（南高橋）【環境土木部 道路課】

ア 所在地 中央区湊一丁目8番先～新川二丁目31番先

イ 橋 長 63.1m

ウ 幅 員 11.0m

エ 工 期 令和7年8月5日～令和8年8月31日

オ 請負金額 99,440,000円

カ 出来高 10.0% (R7.12月末現在)



▲ 枠組足場組立作業



▲ 工事現場（令和8年2月現在）

###### ② 電線共同溝整備工事【環境土木部 道路課】

ア 所在地 中央区晴海一丁目2番先～晴海一丁目1番先 他1路線

イ 施工延長 302.61m

ウ 幅 員 8.00m

エ 期 間 (設 計) 令和6年7月17日～令和7年3月31日

(施 工) 令和7年7月4日～令和8年2月27日

オ 請負金額 (設 計) 34,452,000円

(施 工) 104,390,000円

( 計 ) 138,842,000円

カ 出来高 68.5% (R7.12月末現在)



▲クレーンによる特殊部据付作業



▲電力管・通信管接着完了状況

## (2) 営繕工事

日本橋特別出張所等複合施設大規模改修工事【企画部 施設整備課】

ア 所在地 中央区日本橋蛸殻町一丁目31番1号

イ 施設概要 鉄骨鉄筋コンクリート造 (一部鉄筋コンクリート造)

地上7階・地下2階 延面積 10,357.51㎡

ウ 期間 (設 計) 平成31年4月1日～令和3年3月25日  
(追加設計)※ 令和4年4月1日～令和4年12月20日  
(工事監理) 令和5年6月30日～令和8年2月27日  
(建築工事) 令和5年6月30日～令和8年2月27日  
(機械設備工事) 令和5年6月30日～令和8年2月27日  
(電気設備工事) 令和5年6月30日～令和8年2月27日  
(昇降機設備工事) 令和5年12月1日～令和8年2月27日

※新型コロナウイルス感染症対策に伴う工事延期による。

エ 請負金額 (設 計) 109,386,200円  
(工事監理) 146,080,000円  
(建築工事) 1,860,105,500円  
(機械設備工事) 3,110,684,500円  
(電気設備工事) 1,543,417,700円  
(昇降機設備工事) 203,269,000円  
( 計 ) 6,972,942,900円

才 出 来 高 (設 計)	100.0%(完了)
(工事監理)	97.3%(R7.12月末現在)
(建築工事)	93.1%(R7.12月末現在)
(機械設備工事)	98.6%(R7.12月末現在)
(電気設備工事)	99.6%(R7.12月末現在)
(昇降機設備工事)	99.1%(R7.12月末現在)

※ 追加工事の出来高を除く。



▲改修後（日本橋特別出張所）



▲改修後（日本橋公会堂）

### 3 監査方法

設計図書、起工書、契約関係書類、工事記録簿、写真等の書類審査、工事現場の実地調査、所管部局の関係職員や施工業者からの説明の聴取等を行いました。なお、事務局による監査は、技術系職員(兼務発令)により実施しました。



▲書類審査(営繕工事)



▲実地調査(土木工事)

### 4 監査の結果

監査対象のいずれの工事についても、過大な設計や積算及び不適切な施工は認められなかったほか、契約等の事務手続についてもおおむね適正に行われており、是正・改善を要する事例はありませんでした。

橋梁長寿命化修繕工事(南高橋)は、長寿命化修繕計画に基づき、耐久性を向上させる補修・補強のほか、塗装塗替え工事を実施しているものです。

工事においては、航行船舶や足場架設時の道路使用など、事前に関係機関との

協議を適切に行うとともに、桁下にチューブライトなどの仮設照明や歩行者・車両への適切な交通安全対策を講じていました。

今後も維持管理コストの増大が見込まれるため、5年ごとに実施される健全度調査の結果を踏まえ、耐久性の向上等新しい補修技術の導入など積極的に検討し、計画的かつ合理的な維持管理に努めてください。

電線共同溝整備工事は、防災機能の強化や景観の創出等を目的に電柱や電線を地下空間に収容するための工事です。

本路線は、歩道幅員片側2mのため地上機器設置が困難な路線として、都の補助率が高い無電柱化チャレンジ支援事業制度を活用しており、積極的な整備事例の一つであることを評価します。いずれの土木工事においても、引き続き、適切な安全対策に取り組み工事を進めてください。

日本橋特別出張所複合施設大規模改修工事は、初めての大規模な改修工事であり、法適合化やアスベスト撤去のほか、特別出張所待合いスペースや公会堂受付カウンターの拡張、さらにはLED照明等設備の高効率化・節水化による環境負荷の低減など、施設を運用しながらの工事が行われていました。

監理面においては、居ながら工事として施設管理者と適宜打合せを行い、施設運営への影響を最小限に抑えるよう配慮がなされていました。また、安全面では、施設利用者と工事関係者が交錯しないよう動線を明確に区分し、注意喚起や案内表示の設置など適切に取り組みされていました。

引き続き、工事完了まで適切な施工に努めてください。

#### 第4 監査のまとめ

本年度の定例監査は、令和6年度の事務事業の執行について、「主たる観点」(P7)を基本に、法令等に従い適正に事務事業が行われていることの確認はもとより、経済性や公平性の面から公正かつ厳正に監査を実施するとともに、事業目的・成果に対する達成度や事業執行の効率性など、行政監査の視点も加味して行いました。

事務処理においては、前年度に引き続き決裁や契約事務等に関して、根拠規定の理解不足や不注意等によるシステムへの入力ミスなどの軽微な誤りが散見されたほか、これまで適正に処理が行われていた所管部課において、新たな誤りが生じている事例も見受けられました。

その改善に向けては、職員一人一人が前例踏襲によることなく、根拠や手順を十分確認・把握するとともに、職場内での複数職員による点検など組織的な取組を行い、適正な事務処理に努めてください。また、一部稼働が開始された

自治体業務システムの標準化やデジタル・トランスフォーメーション(DX)への取組の推進においては、業務改革の好機と捉えて業務品質や時間管理意識の向上など、区民ニーズに即した合理的・効率的な業務の見直しが求められます。その推進にあたり管理監督者の役割は重要であり、職員が業務内容や執行過程を十分理解し、適正な事務処理や業務見直しが行われるよう適切に指導・監督してください。

今年度の重点事項として、旅行命令簿の適正な作成について調査を実施しました。事務上のリスク要因の抽出を目的とする本調査では、おおむね適正に処理されていましたが、一部の部署で職員の理解不足や入力ミスなどの軽微な誤りが見受けられました。こうしたリスク管理への対応をはじめ、適正な事務の遂行につなげるためのプロセスとなる内部統制は、行政の可視化や透明性のより一層の充実を図ることが期待できます。区民への説明責任の観点からも内部統制を導入されることを引き続き要望します。

景気は緩やかに回復しており、その先行きは雇用・所得環境の改善等が緩やかな回復を支えることが期待されていますが、今後の物価動向や米国の通商政策等をめぐる動向などに十分注意する必要があります。本区財政においては、歳入の根幹をなす特別区民税や特別区交付金に一定の伸びが期待できるものの、ふるさと納税による住民税の流出が年々拡大しています。また、景気の下振れや長引く原材料価格・物価高騰等を背景に、所得環境・企業収益が悪化するリスクも懸念されるなど、今後の財政環境は予断を許されない状況といえます。さらに、「20万都市」を目前に控える中、さまざまな分野での行政需要が急速に拡大・多様化しており、本区の財政運営はこれまで以上に厳しくなることが見込まれます。

事務事業の執行にあたっては、受益者負担の適正化・区民負担の軽減をはじめ、限られた財源や既存の資源をより一層有効に活用することを基本とし、多様な区民ニーズに的確かつ柔軟に応えるとともに、基本構想に掲げた本区将来像の実現に向け、各種施策を推進されることを希望します。

(別表 1)

## 令和7年度各部課及び学校等監査実施日程

対象課等		監査委員監査	事務局監査	
企画部	政策企画課	令和7年 7月 18日(金)	令和7年 5月 15日(木)	
	財政課	令和7年 7月 18日(金)	令和7年 5月 15日(木)	
	広報課	令和7年 8月 4日(月)	令和7年 5月 16日(金)	
	シティブロモーション 推進課	令和7年 8月 4日(月)	令和7年 5月 16日(金)	
	情報システム課	令和7年 7月 18日(金)	令和7年 5月 16日(金)	
	施設整備課	令和7年 8月 4日(月)	令和7年 5月 15日(木)	
総務部	秘書室	令和7年 8月 7日(木)	令和7年 5月 16日(金)	
	総務課	令和7年 8月 7日(木)	令和7年 5月 16日(金)	
	職員課	令和7年 9月 8日(月)	令和7年 5月 19日(月)	
	経理課	令和7年 8月 7日(木)	令和7年 5月 19日(月)	
	税務課	令和7年 8月 7日(木)	令和7年 5月 19日(月)	
防災危機 管理室	防災危機管理課	令和7年 10月 27日(月)	令和7年 5月 22日(木)	
区民部	区民生活課	令和7年 9月 8日(月)	令和7年 5月 22日(木)	
	地域振興課	令和7年 9月 12日(金)	令和7年 5月 30日(金)	
	文化・生涯学習課	令和7年 9月 12日(金)	令和7年 5月 22日(木)	
	スポーツ課	令和7年 9月 12日(金)	令和7年 5月 23日(金)	
	商工観光課	令和7年 11月 10日(月)	令和7年 5月 23日(金)	
	日本橋特別出張所	令和7年 10月 23日(木)	令和7年 5月 30日(金)	
	月島特別出張所	令和7年 10月 23日(木)	令和7年 6月 3日(火)	
	晴海特別出張所	令和7年 10月 23日(木)	令和7年 6月 6日(金)	
福祉保健部	地域福祉課	令和7年 9月 8日(月)	令和7年 5月 23日(金)	
	障害者福祉課	令和7年 10月 23日(木)	令和7年 5月 28日(水)	
	保険年金課	令和7年 10月 23日(木)	令和7年 5月 30日(金)	
	福祉センター	令和7年 11月 5日(水)	令和7年 5月 26日(月)	
	子ども発達支援 センター	令和7年 11月 5日(水)	令和7年 5月 26日(月)	
	子ども施策 推進室	子ども子育て支援課	令和7年 11月 5日(水)	令和7年 5月 26日(月)
		保育課	令和7年 11月 5日(水)	令和7年 5月 26日(月)

対 象 課 等		監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
	放課後対策課	令和7年 11月 6日 (木)	令和7年 5月 28日 (水)
	浜町児童館		令和7年 6月 11日 (水)
	月島児童館		令和7年 6月 11日 (水)
	子ども家庭支援センター	令和7年 11月 14日 (金)	令和7年 5月 28日 (水)
高齢者施策 推進室	高齢者福祉課	令和7年 11月 6日 (木)	令和7年 6月 3日 (火)
	シニアセンター		令和7年 6月 9日 (月)
	介護保険課	令和7年 11月 6日 (木)	令和7年 6月 3日 (火)
中央区保健所	生活衛生課	令和7年 11月 10日 (月)	令和7年 6月 4日 (水)
	健康推進課	令和7年 11月 10日 (月)	令和7年 6月 4日 (水)
	日本橋保健センター	令和7年 10月 27日 (月)	令和7年 6月 9日 (月)
	月島保健センター	令和7年 10月 27日 (月)	
	晴海保健センター	令和7年 10月 27日 (月)	
環 境 土 木 部	管理調整課	令和7年 11月 14日 (金)	令和7年 6月 4日 (水)
	交 通 課	令和7年 11月 18日 (火)	令和7年 6月 6日 (金)
	環 境 課	令和7年 11月 14日 (金)	令和7年 6月 6日 (金)
	水とみどりの課	令和7年 11月 18日 (火)	令和7年 6月 9日 (月)
	道 路 課	令和7年 12月 4日 (木)	令和7年 6月 9日 (月)
	中央清掃事務所	令和7年 12月 4日 (木)	令和7年 6月 13日 (金)
都 市 整 備 部	都市計画課	令和7年 12月 4日 (木)	令和7年 6月 11日 (水)
	地域整備課	令和7年 12月 5日 (金)	令和7年 6月 13日 (金)
	住 宅 課	令和7年 12月 5日 (金)	令和7年 6月 11日 (水)
	建 築 課	令和7年 12月 8日 (月)	令和7年 6月 13日 (金)
都市活性 プロジェクト 推進室	都心再生推進課	令和7年 12月 5日 (金)	令和7年 6月 13日 (金)
	基盤事業調整課	令和7年 12月 5日 (金)	令和7年 6月 13日 (金)
会 計 室		令和7年 7月 14日 (月)	令和7年 5月 7日 (水)
教育委員会 事務局	庶 務 課	令和7年 12月 8日 (月)	令和7年 5月 9日 (金)
	学 務 課	令和7年 12月 8日 (月)	令和7年 5月 9日 (金)
	学校施設課	令和7年 12月 12日 (金)	令和7年 5月 13日 (火)
	指 導 室	令和7年 12月 12日 (金)	令和7年 5月 13日 (火)
	図書文化財課	令和7年 12月 12日 (金)	令和7年 5月 13日 (火)

対 象 課 等	監 査 委 員 監 査	事 務 局 監 査
宇佐美学園		令和7年 9月 30日(火)
泰明小学校		令和7年 11月 21日(金)
泰明幼稚園		令和7年 11月 21日(金)
中央小学校		令和7年 11月 27日(木)
中央幼稚園		令和7年 11月 27日(木)
明正小学校		令和7年 11月 20日(木)
明正幼稚園		令和7年 11月 20日(木)
常盤小学校		令和7年 11月 25日(火)
有馬小学校		令和7年 11月 21日(金)
有馬幼稚園		令和7年 11月 21日(金)
久松小学校		令和7年 11月 25日(火)
久松幼稚園		令和7年 11月 25日(火)
月島第一小学校		令和7年 11月 27日(木)
月島第一幼稚園		令和7年 11月 27日(木)
月島第二小学校		令和7年 11月 20日(木)
月島第二幼稚園		令和7年 11月 20日(木)
晴海西小学校		令和7年 11月 25日(火)
銀座中学校		令和7年 11月 28日(金)
日本橋中学校		令和7年 11月 28日(金)
教育センター		令和7年 12月 15日(月)
選挙管理委員会事務局	令和7年 12月 15日(月)	令和7年 5月 9日(金)
監査事務局	令和7年 7月 14日(月)	令和7年 5月 7日(水)
区議会議会局	令和7年 7月 14日(月)	令和7年 5月 7日(水)

(別 表 2)

### 令 和 7 年 度 区 施 設 の 視 察 実 施 日 程

区立柏学園	令和7年 5月 12日(月)
-------	----------------

令和7年度

# 財政援助団体等監査結果報告書



写

7中監第232号

令和8年2月24日

中 央 区 長  
中 央 区 議 会 議 長  
中央区教育委員会教育長  
中央区選挙管理委員会委員長  
中 央 区 監 査 委 員

} 様

中央区監査委員 守 本 利 雄

同 窪 木 登志子

同 墨 谷 浩 一

#### 令和7年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項及び第7項の規定に基づき実施した令和7年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

なお、この結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定によりその旨通知してください。



## 第1 監査実施期間

令和7年9月17日から令和8年2月18日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の個別の実施日程は、別表(P33)のとおりです。

## 第2 監査の対象及び範囲

補助金の交付を行っている団体(財政援助団体)、出資団体及び指定管理者のうち、次の11件を対象としました。

令和6年度における事務事業の執行について、財政援助団体は補助対象の事務を、出資団体は当該事業所による事業運営に係る事務を、指定管理者は施設の管理運営に係る事務を、それぞれ監査の範囲として実地により行いました。

- 1 財政援助団体(出資団体)  
一般財団法人 中央区都市整備公社
- 2 出資団体  
日本橋プラザ 株式会社
- 3 財政援助団体  
中央区文化・国際交流振興協会
- 4 対象施設及び指定管理者
  - (1) 勝どき児童館  
株式会社 グローバルキッズ
  - (2) 区民館(月島地域)  
タフカ 株式会社
  - (3) 堀留町児童館  
ライクキッズ 株式会社
  - (4) 堀留町保育園  
株式会社 ベネッセスタイルケア
  - (5) 産業会館  
アクティオグループ
  - (6) 中央会館「銀座ブロッサム」  
松屋グループ・オーエンス共同体
  - (7) 特別養護老人ホーム等「マイホームはるみ」  
社会福祉法人 奉優会
  - (8) 佃児童館  
株式会社 ポピンズエデュケア

### 第3 監査の方法及び観点

#### 1 方法

##### (1) 財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、財務報告書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに、関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

##### (2) 出資団体

出資団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、決算書、事業報告書、定款等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等を照合するとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

##### (3) 指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支報告書、事業報告書、利用実績、管理する備品一覧、協定書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類及び所管部課の関係書類等を点検・照合するとともに、必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

##### (4) 所管部課

所管部課が保管する関係書類等と財政援助団体等から提出された監査資料を点検・照合するとともに必要に応じ関係者から説明を聴取するなどの監査手続により実施しました。

#### 2 主たる観点

##### (1) 財政援助団体

ア 事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。

イ 補助金に係る会計処理は適正になされているか。

ウ 補助条件は適切に履行されているか。

##### (2) 出資団体

ア 事業は出資等の目的に沿って適正に執行されているか。

イ 出資金等に係る会計処理は適正になされているか。

##### (3) 指定管理者

ア 指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。

イ 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。

ウ 施設管理業務の実施状況は適切か。

エ 施設の利用状況は十分か。

オ 基本協定書や事業計画書等に沿って各種事業が適切に実施されているか。

(4) 所管部課

ア 財政援助団体への補助については補助金の算定、補助条件その他補助に関する内容は適正妥当であるか。

イ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切に指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者制度を導入した目的・趣旨に沿って指導監督を行っているか。

#### 第4 対象団体等の概要と監査の結果

1 一般財団法人 中央区都市整備公社

(1) 団体の概要

所在地 中央区銀座一丁目25番3号

設立目的 中央区のまちづくりの推進に協力し、地域の活性化及び居住環境の向上に資する事業を行うことにより、住民福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ まちづくりの推進に関する調査研究及び意識啓発
- ・ 活性化の推進が必要な地域に対する支援
- ・ 再開発事業に伴う環境整備等に関する支援
- ・ 分譲マンション等の維持管理に関する支援
- ・ 地域の活性化に資する施設の管理運営

(2) 所管部課

都市整備部 都市計画課

(3) 補助金

区は、一般財団法人中央区都市整備公社に対し、50,000,000円の出捐金を支出するとともに、事業の運営に要する費用として、令和6年度は163,122,136円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

出資等の目的に沿った事業運営や補助金等の会計処理は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

## 2 日本橋プラザ 株式会社

### (1) 団体の概要

所在地 中央区日本橋二丁目3番4号

設立目的 旧区立紅葉川中学校跡地の有効活用を目的として、銀行や損害保険会社、不動産会社など民間の協力のもとに第三セクター方式により設立されました。

主な事業

- ・ 不動産の保有・売買及び賃貸借
- ・ 不動産の管理・維持・補修・保安及び清掃
- ・ 駐車場の管理運営
- ・ 展示場の管理運営

### (2) 所管部課

総務部 経理課

### (3) 出資等

区は、日本橋プラザ株式会社に対し、550,000,000円の出資のほか敷地の貸付けを行っており、令和6年度は株式配当金16,500,000円、土地貸付収入650,000,000円が区の収入となっています。

### (4) 監査の結果

日本橋プラザ株式会社定款等に基づき、会計はおおむね適正に処理されており、事業も円滑に執行されているものと認められました。

## 3 中央区文化・国際交流振興協会

### (1) 団体の概要

所在地 中央区新富一丁目13番24号

設立目的 中央区における文化活動の振興を促進するとともに、区の文化特性をふまえ、国際交流の振興を図ることにより、人間性豊かで、住みやすく、世界に開かれた活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

主な事業

- ・ 文化の向上及び振興に関する事業の企画並びに文化団体の助成
- ・ 地域文化の活性化のための文化活動の支援及び助成
- ・ 文化事業及び文化施設の管理運営
- ・ 区から受託する文化振興事業
- ・ 国際的な文化交流及び市民交流の推進
- ・ 国際交流に関する調査研究

(2) 所管部課

区民部 文化・生涯学習課

(3) 補助金

区は、中央区文化・国際交流振興協会に対し、事業及び管理運営等の運営に要する費用として、令和6年度は113,620,556円の補助金を交付しています。

(4) 監査の結果

補助金等の会計処理は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

4 勝どき児童館

(1) 施設の概要

所在地 中央区勝どき一丁目8番1号

延床面積 2,096.6㎡

主な施設 多目的ホール、音楽スタジオ、遊戯室、図書室、学童クラブ室、幼児室、工作室

(2) 設置目的

児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることにより児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 放課後対策課

(4) 指定管理者

株式会社 グローバルキッズ

千代田区富士見二丁目14番36号

(5) 指定期間

平成27年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、株式会社グローバルキッズに対し、中央区立勝どき児童館の管理に関する基本協定書(平成27年4月1日付け締結)等に基づき、令和6年度は185,313,152円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

## 5 区民館（月島地域）

### （1）施設の概要

公共の利便に資することを目的として、月島地域には5施設が設置されています。

#### ア 佃区民館

所在地 中央区佃二丁目17番8号

延床面積 719.34㎡

主な施設 洋室4室、和室2室

#### イ 月島区民館

所在地 中央区月島二丁目8番11号

延床面積 789.36㎡

主な施設 洋室3室、和室2室

#### ウ 勝どき区民館

所在地 中央区勝どき一丁目5番1号

延床面積 622.00㎡

主な施設 洋室4室、和室2室

#### エ 豊海区民館

所在地 中央区豊海町2番6号

延床面積 557.44㎡

主な施設 洋室3室、和室1室

#### オ 晴海区民館

所在地 中央区晴海一丁目8番6号

延床面積 455.25㎡

主な施設 洋室3室

### （2）所管部課

区民部 地域振興課

### （3）指定管理者

タフカ 株式会社

中央区築地二丁目14番3号 N I T築地ビル

### （4）指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### （5）指定管理料等

区は、タフカ株式会社に対し、中央区立区民館（月島地域）の管理に関する基本協定書（令和6年4月1日付け締結）等に基づき、令和6年度は75,843,348円の指定管理料を支出しています。

なお、区民館使用料は16,822,370円であり、区の収入となっています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められましたが、契約書の一部において、保管されていない事例が見受けられましたので、適正な文書管理を徹底するよう努めてください。

6 堀留町児童館

(1) 施設の概要

所在地 中央区日本橋堀留町一丁目1番1号

延床面積 983.42㎡

主な施設 児童多目的ホール、音楽スタジオ、図書室、  
工作・サークル室、学童クラブ室、  
子育て交流サロン「あかちゃん天国」

(2) 設置目的

児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることにより児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 放課後対策課

(4) 指定管理者

ライクキッズ 株式会社

渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト

(5) 指定期間

平成27年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、ライクキッズ株式会社に対し、中央区立堀留町児童館の管理に関する基本協定書(平成27年4月1日付け締結)等に基づき、令和6年度は66,480,002円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

7 堀留町保育園

(1) 施設の概要

所在地 中央区日本橋堀留町一丁目1番1号

延床面積 852.15㎡

主な施設 保育室4室、多目的室、調理室 など

定員 81人

(2) 設置目的

保護者の就労・疾病・求職などの理由で保育の必要性が認められた家庭の乳幼児を預かり、保護者に代わって保育することを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 子ども子育て支援課

(4) 指定管理者

株式会社 ベネッセスタイルケア

新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル

(5) 指定期間

令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、株式会社ベネッセスタイルケアに対し、中央区立堀留町保育園の管理に関する基本協定書(令和2年4月1日付け締結)等に基づき、令和6年度は167,499,231円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

8 産業会館

(1) 施設の概要

所在地 中央区東日本橋二丁目22番4号

延床面積 2,306.37㎡

主な施設 展示室2室、洋室4室、和室1室

(2) 設置目的

区内の商工業の振興発展を図るとともに、公共の利便に資するため設置しています。

(3) 所管部課

区民部 商工観光課

(4) 指定管理者

ア 管理者名 アクティオグループ

イ 構成団体

(ア) アクティオ 株式会社

目黒区東山一丁目5番4号

(イ) 野村不動産パートナーズ 株式会社

港区芝浦一丁目1番1号

(5) 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、アクティオグループに対し、中央区立産業会館の管理に関する基本協定書(令和5年4月1日付け締結)等に基づき、令和6年度は36,540,900円の指定管理料を支出しています。

なお、産業会館使用料は23,629,480円であり、区の収入となっています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

9 中央会館「銀座ブロッサム」

(1) 施設の概要

所在地 中央区銀座二丁目15番6号

延床面積 10,265.10㎡

主な施設 ホール(定員900人)、洋室5室

(2) 設置目的

区民の文化の向上に寄与し、その福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

区民部 地域振興課

(4) 指定管理者

ア 管理者名 松屋グループ・オーエンス共同体

イ 構成団体

(ア) 株式会社 アターブル松屋

中央区明石町2番1号

(イ) 株式会社 シービーケー

中央区八丁堀一丁目13番10号

(ウ) 株式会社 オーエンス

中央区銀座四丁目12番15号 歌舞伎座タワー20階

(5) 指定管理者

指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(6) 指定管理料等

区は、松屋グループ・オーエンス共同体に対し、中央区立中央会館の管理に関する基本協定書(令和3年4月1日付け締結)等に基づき、令和6年度

は176,338,092円の指定管理料を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、令和6年度の利用料金収入が一定額を超えたため、6,575,769円が区へ納められています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

10 特別養護老人ホーム等「マイホームはるみ」

(1) 施設の概要

所在地 中央区晴海一丁目5番1号

延床面積 7,325.31㎡

ア 特別養護老人ホーム「マイホームはるみ」

主な施設 居室34室、機能訓練室3室、食堂3室、  
機械浴室3室、多目的室2室、医務室、歯科室

定員 入所定員 特養106人、短期入所生活介護11人

設置目的 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者及び日常生活を営むのに支障がある高齢者を養護する者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった高齢者を入所させ、養護を行い、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。

イ 高齢者在宅サービスセンター「マイホームはるみ」

主な施設 デイルーム2室、一般浴室、機械浴室、機能訓練室

定員 通所定員 一般型40人 認知症型12人

設置目的 身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者及びその者を現に養護する者に対し、在宅生活を維持する上で必要なサービスを提供し、もって高齢者及び養護者の福祉の増進を図ることを目的としています。

(2) 所管部課

福祉保健部 高齢者福祉課

(3) 指定管理者

社会福祉法人 奉優会

世田谷区駒沢一丁目4番15号

(4) 指定期間

平成27年7月1日から令和7年3月31日まで

(5) 指定管理料等

区は、社会福祉法人奉優会に対し、中央区立特別養護老人ホームマイホームはるみ等の管理に関する基本協定書(平成27年7月1日付け締結)等に基づき、令和6年度は52,515,000円の指定管理料を支出しています。

なお、本施設は利用料金制を採っており、利用料金は指定管理者の収入となっています。

(6) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

11 佃児童館

(1) 施設の概要

所在地 中央区佃一丁目11番1号

延床面積 1,350.78㎡

主な施設 音楽スタジオ、図書室、音楽遊戯室、幼児室、学童クラブ室、  
工作室、ホール

(2) 設置目的

児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることにより児童の福祉の増進を図ることを目的としています。

(3) 所管部課

福祉保健部 放課後対策課

(4) 指定管理者

株式会社 ポピンズエデュケア

渋谷区広尾五丁目6番6号

(5) 指定期間

平成27年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) 指定管理料

区は、株式会社ポピンズエデュケアに対し、中央区立佃児童館の管理に関する基本協定書(平成27年4月1日付け締結)等に基づき、令和6年度は111,924,733円の指定管理料を支出しています。

(7) 監査の結果

基本協定書等に基づき、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められました。

## 第5 監査のまとめ

本年度の財政援助団体等監査は、令和6年度の事務事業の執行について、「主たる観点」(P22)を基本とし、特に指定管理者に関しては所管部課の監督が適切に行われているかといった点も含め監査を行いました。

財政援助団体については、区からの補助金の執行状況のほか、出資団体においては設立目的(出資目的)に沿った事業運営等についても監査し、おおむね適切に行われているものと認められました。今後とも、各団体においては、自主財源の拡充に心掛け、その財政基盤の確立に努めるとともに、より効率的・効果的な事業運営に当たってください。また、所管部課においては、団体の財務状況等を十分に精査の上、補助等を行ってください。

指定管理者については、利用料金収入や指定管理料を活用し、おおむね適切に施設運営が行われているものと認められましたが、区民館(月島地域)で、一部の関係書類に不備がありましたので、適正な文書管理に努めてください。

なお、特別養護老人ホームでは、リスクマネジメントやターミナルケアなどの各種委員会における情報共有体制等を強化し、利用者の高い満足度が得られたほか、利用者家族へのこまめな対面報告により苦情件数が減少されたことを評価します。

各施設においては、稼働率・利用率のさらなる向上はもとより、利用者満足度を高める創意工夫やサービスの質の向上など、適正な事業運営に努めてください。

指定管理者制度は民間の能力を活かし効率的・効果的な施設の管理運営が期待されますが、所管部課においては施設の最終的な管理責任は区にあることを十分に認識した上で、施設の現状を把握し、区民サービスのさらなる充実と利用率の向上が図られるよう適切に指示・指導を行ってください。

また、原材料価格・物価高騰等が継続しており、施設の安定的な管理運営を図るため、指定管理料を適切に積算・反映するとともに、公費である指定管理料が適正かつ有効的に執行されているか、指定管理者に対する指導監督についてより一層充実・強化されることを要望します。

(別 表)

## 令和7年度財政援助団体等監査実施日程

### 1 財政援助団体

団体名・所管部課	監査委員監査	事務局監査
一般財団法人中央区都市整備公社 【都市整備部 都市計画課】	令和8年 1月 9日 (金)	令和8年 1月 9日 (金)
日本橋プラザ株式会社 【総務部 経理課】	令和8年 1月14日 (水)	令和8年 1月14日 (水)
中央区文化・国際交流振興協会 【区民部 文化・生涯学習課】	令和8年 1月21日 (水)	令和8年 1月21日 (水)

### 2 指定管理者

指定管理者名・所管部課	指定管理施設	監査委員監査	事務局監査
株式会社グローバルキッズ 【福祉保健部 放課後対策課】	勝どき児童館		令和7年10月 6日 (月) 令和7年 9月18日 (木)
タフカ株式会社 【区民部 地域振興課】	区民館 (月島地域)		令和7年10月 6日 (月) 令和7年 9月18日 (木)
ライクキッズ株式会社 【福祉保健部 放課後対策課】	堀留町児童館		令和7年10月 8日 (水) 令和7年 9月18日 (木)
株式会社 ベネッセスタイルケア 【福祉保健部 子ども子育て支援課】	堀留町保育園		令和7年10月 8日 (水) 令和7年 9月24日 (水)
アクティオグループ 【区民部 商工観光課】	産業会館		令和7年10月10日 (金) 令和7年 9月17日 (水)
松屋グループ・ オーエンス共同体 【区民部 地域振興課】	中央会館 「銀座プロッサム」	令和8年 1月 9日 (金)	令和8年 1月 9日 (金) 令和7年 9月18日 (木)
社会福祉法人 奉優会 【福祉保健部 高齢者福祉課】	特別養護老人ホーム等 「マイホームはるみ」	令和8年 1月14日 (水)	令和8年 1月14日 (水) 令和7年 9月24日 (水)
株式会社ポピンズエデュケア 【福祉保健部 放課後対策課】	佃児童館	令和8年 1月21日 (水)	令和8年 1月21日 (水) 令和7年 9月18日 (木)

令和8年2月発行

刊行物登録番号  
7-092

令和7年度  
定例監査結果報告書  
財政援助団体等監査結果報告書

編集・発行 中央区監査事務局  
中央区築地一丁目1番1号  
電話 03(3543)0211 (代表)